

平成30年(2018年)度

大学・短大及び専修学校定住促進奨学金予約奨学生出願のしおり

公益財団法人山口県ひとづくり財団 奨学センター

山口県ひとづくり財団は、向学心に富み有能な素質をもっているが、経済的な理由により修学が困難な学生の修学促進に寄与するため、学資の貸与業務を行っています。

平成30年度大学・短大及び専修学校(以下、「大学等」という)定住促進奨学金予約奨学生を、以下のとおり募集します。

<出願の資格>

- 1 保護者が山口県内に住所を有しており、高等学校(中等教育学校後期課程を含む。)及び総合支援学校の最終学年に在学し、平成30年4月に大学・短大及び山口県内の専修学校(奨学センターが認定した学校)へ進学を希望している者
- 2 向学心に富み有能な素質を有し、経済的理由により修学が困難であると認められる者
- 3 他の奨学金の貸与を受けていない者

<募集定員、募集期間、貸与期間及び貸与月額>

- 1 募集定員 平成30年度大学等奨学生新規採用定員の半数程度

- 2 募集期間

平成29年9月1日(金)～平成29年9月30日(土)

<注意> 学校への書類提出締切は、募集期間最終日より早く設定されていることもあるので、在学している学校に確認してください。

- 3 貸与期間

①入学前の3月に入学一時金を貸与

②大学等が定める修業年限とし、入学する日の属する月から卒業する日の属する月まで貸与

- 4 貸与月額等

入学一時金(定住促進奨学金)300,000円を送金後、正規の修業期間について、以下の金額での貸与を予定

区 分	貸与月額 (内定住促進奨学金額)	備 考
国公立大学 (短大を含む)	63,000円 (20,000円)	定住促進奨学金とは、卒業後、5年間山口県内に居住することが条件の奨学金です。 大学または短大については大学一般奨学金の貸与額に20,000円上乗せして貸与します。 専修学校については全額が定住促進奨学金扱いとなります。 ※卒業後5年間山口県に居住しない場合は、「定住促進奨学金」の部分について年3.0%の利息が発生します。
私立大学	72,000円 (20,000円)	
私立短大	71,000円 (20,000円)	
国公立 専修学校	63,000円 (63,000円)	
私立 専修学校	71,000円 (71,000円)	

<出願の手続き>

出願に必要な書類は次のとおりです。在学学校を經由して出願していただくことになりますので、それぞれの学校の指定期日までに提出してください。

- ① 予約奨学生願書
- ② 予約奨学生推薦調書（各学校が作成）
- ③ 承諾書
- ④ 住民票（発行3ヶ月以内の本籍・個人番号の記載のないもので家族全員分）
- ⑤ 最新の平成29年度（平成28年分）所得証明書（家族全員分）

<予約奨学生の決定>

- 1 予約奨学生願書及び関係書類に基づき、選考委員会で選考し、予約奨学生を決定します。
- 2 採否の結果については、平成29年12月中旬までに在学学校を經由して通知します。

<採用の手続き>

採用の対象となるのは、予約奨学生の決定通知を受け、平成30年4月に進学する場合です。なお、平成30年4月に進学しない場合は、予約奨学生の採用は取り消しとなります。

1 進学が決定した場合

- ①「誓約書」、「奨学金借用証書」、「山口県ひとつくり財団 奨学金振込口座届（様式第13号）」「入学手続き終了届」（書類は採用通知時に配布）を不備なく記入して、合格通知書（写）と連帯保証人2名分の「印鑑登録証明書」を添付し速やかに在学学校へ提出してください。

※奨学金の貸与を受けるには連帯保証人2人（1人は保護者等、もう1人は別世帯で、ともに独立して生計を営む有職者で返還に責任を負うことのできる65歳以下の成人）を立てる必要があります。

なお、入学一時金の送金は3月下旬の予定です。

- ②提出いただいた奨学金借用証書の控えについては進学学校を通して返却いたします。

2 次の各項のいずれかに該当する場合は、採用にはなりません。

- (1) 所定の書類を提出期限までに提出しなかったとき。
- (2) 進学するまでの間に、奨学生としてふさわしくないと認められる行為があったとき。
- (3) 連帯保証人2人を立てることができないとき。

<奨学金の貸与>

- 1 採用者への奨学金の送金は、奨学生名義の金融機関の口座に直接振り込みます。
- 2 他団体の奨学生に採用され、その貸与を受ける場合は本財団の貸与を終了します。
- 3 奨学生を辞退したときは貸与を終了し、休学したときは休止します。
- 4 学業成績等が不良になったとき、疾病等で修学の見込みがなくなったとき等の場合は、貸与を廃止します。
- 5 保護者が山口県に住所を有しなくなったときは、貸与を終了します。

<奨学金の返還>

1 返還計画書の作成

本財団の奨学金は学資として貸与されるものですから、貸与終了（卒業、辞退等）後は必ず返還しなければなりません。貸与終了時（卒業時、辞退時）に奨学金返還計画書（用紙は奨学センターから在学学校へ送付）を学校を通して提出してください。

2 返還の方法及び期間

- ① 奨学金の返還は卒業後6か月据え置いてから、月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法で貸与された全額を均等に返還することになります。
- ② 大学等の定住促進奨学金を含む奨学金の返還期間は、20年の期間内になります。
- ③ 高等学校及び大学等を通して貸与を受けた場合の返還期間は、大学等分の最大返還期間である20年に高等学校での貸与期間を加えた期間内になります。

※参考 月賦返還の目安（100円単位とし端数初回調整）

1) 予約奨学生として採用され、私立大学で4年間貸与を受けた合計3,756,000円について、最大期間の20年間（240回）で毎月均等返還する場合

⇒一般分と定住分を合わせて初回27,600円、2回目以降15,600円で返還。

貸与金額内訳：一般分 $52,000 \text{円} \times 48 \text{ヵ月} = 2,496,000 \text{円}$
定住分 $300,000 \text{円} \text{（入学一時金）} + 20,000 \text{円} \times 48 \text{ヵ月} = 1,260,000 \text{円}$
返還金額内訳：一般分 毎月 $10,400 \text{円} \times 240 \text{回} = 2,496,000 \text{円}$
定住分 初回：17,200 2回目以降：5,200円 $\times 239 \text{回} = 1,242,800 \text{円}$

※卒業後山口県内に定住しない場合は、定住分（1,260,000円）について年3.0%の利息がかかります。

2) 予約奨学生として採用され、私立専修学校で4年間貸与を受けた合計3,708,000円について、最大期間の20年間（240回）で毎月均等返還する場合

⇒初回27,400円、2回目以降15,400円で返還。

貸与金額内訳：定住分 $300,000 \text{円} \text{（入学一時金）} + 71,000 \text{円} \times 48 \text{ヵ月} = 3,708,000 \text{円}$
返還金額内訳：定住分 初回：27,400円 2回目以降：15,400円 $\times 239 \text{回} = 3,680,600 \text{円}$

※卒業後山口県内に定住しない場合は、年3.0%の利息がかかります。

3) 高校で3年間貸与を受けた（例）貸与金額1,080,000円）者が、予約奨学生として採用され、私立大学で4年間貸与を受けた合計4,836,000円について、最大期間の23年間（大学分返還期間20年+高校分貸与期間3年間の276回）で毎月均等返還する場合

⇒一般分（高校分+大学一般分）と定住分を合わせて初回51,000円、2回目以降17,400円で返還。

貸与金額内訳：一般分 $1,080,000 \text{円} + 2,496,000 \text{円} = 3,576,000 \text{円}$
定住分 1,260,000円
返還金額内訳：一般分 初回：28,500円 2回目以降：12,900円 $\times 275 \text{回} = 3,547,500 \text{円}$
定住分 初回：22,500円 2回目以降：4,500円 $\times 275 \text{回} = 1,237,500 \text{円}$

※卒業後山口県内に定住しない場合は、定住分（1,260,000円）について年3.0%の利息がかかります。

3 返還猶予

大学院等の上級学校への進学、疾病その他正当な理由で奨学金の返還が困難になったときは、願い出によって、進学等の場合は在学期間、その他の場合は原則として1年間を限度とし、返還を猶予します。

4 延滞利息

奨学金は定められた返還期限までは無利息ですが、返還期限を過ぎても奨学金の返還が完了しないときは、返還期限の翌日から残元金に対して年5.0%の延滞利息が生じます。

<その他>

- 1 大学または短大への進学先については山口県内外を問いません。
- 2 予約奨学生不採用となった場合でも、在学奨学生募集（4月）に出願できます。ただし、入学一時金については予約奨学生に限ります。
- 3 入学一時金を送金後に届出学校とは違う学校へ進学した場合や、進学しなかった場合等はただちに返金していただきます。
- 4 予約奨学生募集と在学奨学生募集（4月）は、次の点が異なります。
 - ・入学一時金の取扱は予約奨学生募集の場合のみです。
 - ・予約奨学生募集は、月額貸与分の初回の送金時期が在学奨学生募集より早くなります。（平成30年度は5月下旬に4月・5月分をまとめて送金予定）

大学・短大	予約奨学生募集	在学奨学生募集
入学一時金（定住）	有（必ず付与）	無
定住促進奨学金 （一般分+20,000円加算）	必ず付与 在学奨学生募集は、進学先が大学または短大の場合、一般分のみの金額での貸与が可能です。 定住促進奨学金が不要の場合は在学奨学生募集で出願してください。	出願時に希望有か希望無かを選択
返還期間	20年	一般分のみ 貸与期間×4倍の期間 定住加算あり 20年
月額貸与初回送金（予定）	4～5月分をまとめて5月下旬	4～8月分をまとめて8月末

山口県内専修学校	予約奨学生募集	在学奨学生募集
入学一時金	有（必ず付与）	無
定住促進奨学金	全額が定住促進奨学金	
返還期間	20年	
月額貸与初回送金（予定）	4～5月分をまとめて5月下旬	4～8月分をまとめて8月末

予約奨学生出願に関する、ご不明な点は、高等学校又は奨学センターにお問い合わせください。

〒753-0072 山口市大手町2-18 山口県教育会館内
(公財) 山口県ひとづくり財団 奨学センター
Tel 083-933-4770
e-mail hito-sho@tune.ocn.ne.jp